諫早文化会館利用申請について

諫早文化会館

諫早文化会館をご利用いただくにあたって、国の方針に基づき、

「大声での歓声・声援等がないことを前提としうる催し物」であれば、

施設の定員の100%で利用可能となります。

(改定日:2021年3月31日/期間:当面の間)

以下ご確認の上申請をお願いいたします

- ①諫早文化会館利用申請書(通常の申請書)
- ②新型コロナウイルス感染症対策の確認書(各事項にチェックをお願いいたします)
- ③新型コロナウイルス感染症対策基本的対策事項
- ④展示(販売)会、もしくはそれを含む催事の感染症対策について
- ▶ 申請にあたって、お手数ですが ① ② の提出をお願いいたします。
 - *③④も合わせて、ご確認をよろしくお願いいたします。
 - *申請は原本をご郵送いただくか、直接会館窓口までお持ちください。

*会館周辺地域の感染状況により、期間内でも予告なく、 定員等の制限が行われる場合があります。あらかじめご了承ください。



【諫早文化会館】利用許可申請書・利用許可書/利用料金減額申請書・減額承認書

諫早文化会館指定管理者 一般社団法人諫早青年会議所 様

令和 年 月

日

諫早文化会館条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

申請者		₹							Tel (-	-)
		住所						Fax (
		団体名					代表者						
								会場					
							責任者						円
利用目的及び その内容						入場	料(会費)	無				, ,
		案内板表示用名称					1回 に付 入場人員 延べ						人
													人
						入			□ 指	訂定席	□ 自由席		
利用期間		年	月	日 (躍)	方	法 ——		型整	隆理券	一会員	券	
				诗	分から	開場:		寺 分	開演:		終演:	時	分
		年	-	日 (·		開場:	В	寺 分	開演:	時 分	終演:	時	分
				诗	分まで	備考							
		日間 * 請求書(チェックをお願い致します) 、								7	¬ \		
		↑ 請氷書	必	必要 □ (郵送 □ / FAX □)									
料金詳細	大ホール	中ホール	リハーサル室		楽屋 ①	楽屋(2	楽屋	3	楽屋 ④	楽	屋 事務	室
	円	円		円	円		F.	3	円		円		円
	練習室 ①	練習室 ②	練習室③		展示室 ①	展示室	2	展示室 ③		展示室 ④		和室	
	円	円		円	円		F.	1	円		円		円
	展示ホール	浴室	備考	1.7			131 1			施設利用料	1 3		円
	円	Ш								減額			円
	n	편 <u>円</u>											
追	施設利用料	冷暖房	設備		合 計	備考				冷暖房			円
加	円	円		円	円					設備			円
				11 11						合 計			
*****		또 4 2 전 역 2 전 1 전 로 기 년 기 년 기 년 기 년 기 년 기 년 기 년 기 년 기 년 기	- ^	· / + - = +	TB-1-1-0066570	T	ı-a-	- 1	- +\				円
	化会館条例施行規則第 4以 会 》成第中書	第12条第3 項に基づる	が減額中請致しより	(申請	理田は別紙「利)	书科 减額申請	につい	(] ぐご傩認	F5(1)	減額承認	记载	後の利用	田米川
利用料金減額申請 減額申請番号(該当に○)		. 団体名									//•AES	(15C 074.1)	134-1
1 · 2 · 3 · 4 · 5									ED			円	
受付 令和 年 月 日											$\overline{}$		
決裁欄				館			副			取			
		確認 (減免を含む)				館			扱				
				長			長			者			
許可番号 号													
上記のとおり諫早文化会館の利用を許可します。 [諫早文化会館指定管理者] 一般社団法人 諫早青年会議									- 1				
令和 年 月 日 理事長 松藤 健一													

- ①利用料の単位は、午前、午後、夜間それぞれの区分を1単位とする。 ②展示用器具については、全日を1単位とする。
- ③利用者が特殊な電気器具等を使用する場合、その実費相当額を利用料として別に徴収する。



新型コロナウイルス感染症対策の確認書

大声での歓声、声援がないことを前提としうる催物

下記事項を徹底・了承したうえで、諫早文化会館を利用いたします

団体名	代表者								
催事名	利用日	年	月	日 ~	月	<u> </u>			
□内にチェック	クをお願いし	<u>」ます</u>							
【催物の性質】 ①参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な ②参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の									
【前提】 参加者が歓声、声援等を発し、または歌唱する等の実態がみられていないこと(過去の開催実績や類似のイベントの状況を踏まえること)*ホール、リハーサル室以外での歌唱、演奏は全面禁止 あらかじめ収容定員を設定し、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人とが接触しない程度の間隔)を空けること (催物の性質が、①の場合はチェック不要) 国の方針及び業種ごとのガイドライン、最新の感染状況等を踏まえた対応であること									
□ 各施設の定員数を把握・遵守し、十分な換気を行うこと □ マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスク 「有症状者の催事への参加を確実に防止する措置の徹底 (検温の実施、公演等に関しては主催者が払戻等の措 「健事参加における事前予約時、または入場時にすべての保管(最低30日間)をすること(催事にて感染者が確 「大声を出すものがいた場合、個別に注意、対応等ができ*ホール以外の施設利用時(会議・研修)は講師等に □ 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の関 「休憩時間中のイベント前後の食事等での感染防止(入のキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の 「演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう。 「演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう。	がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること 記を確実に防止する措置の徹底 関しては主催者が払戻等の措置等を規定しておくこと等) 約時、または入場時にすべての参加者の連絡先を確実に把握し、連絡先は主催者で管理 すること(催事にて感染者が確認された場合、保健所との連携時に必要になります) 会、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備(人員を配置する等) 時(会議・研修)は講師等にも注意喚起をすること 選集を回避する措置(人員の配置、導線の確保、時差等)をとること 後の食事等での感染防止(入場口・トイレ・売店・会議室等の密集が回避できない場合はそ の人数上限等を下回る制限の実施) を・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあ								
【その他】 全国的な移動を伴うイベント又は参加者の総数が1000件等について県福祉保健課(095-895-2410)と協議 今後の感染状況により、予告なく会館施設を利用できる	議する必要があ	が、結り	— 果を指定	官管理者に	報告する	3 <i>2</i> 2			
た損害に関して諫早文化会館では一切責任を負いませ				'-					

新型コロナウィルス感染症対策について

基本的対策事項

- ●3つの密(密閉、密集、密接)を避ける対策を行ってください。
 - ・施設内の各室に応じた換気
 - 入退場、休憩時の動線管理
- ●来館者の体温等の健康管理し、体調不良の方の入場を制限してください。
- ●手洗いの徹底や手指消毒をお願いいたします。
 - ・来場者が多い催事の場合は主催者様で消毒液をご準備ください。
- ●配布・モギリ等、手渡しが発生するものはなるべく避けてください。
- ●マスクを着用してください。
- ●舞台上で合唱及び大声での発声を伴う催しは、利用者同士の間隔を十分確保してください。(ホール・リハーサル室以外での歌唱・演奏は禁止)
 - *小施設利用時(会議・研修)は講師等にも注意喚起をすること
- ●身体的接触のある活動は行わないでください。
- ●利用者の把握をお願いいたします。

名簿等で管理·保管してください(提出の必要はありません)

感染者が発生した場合、経路特定のため保健所等関係機関への協力をお願いいたします。それに伴い名簿の開示、また自宅待機の要請がある可能性があります。 (名簿の保存期間は催事日より最低30日)

- ●感染拡大防止の注意喚起を来場者に行ってください。(公演では影マイク等の利用)
- ●最新の業種・催事ごとのガイドラインを遵守してください
- 今後の感染状況により、予告なく会館施設を利用できなくなる場合があります。 その際、主催者・施設利用者に生じた損害に関して諫早文化会館では一切責任を 負いません。



展示(販売)会、もしくはそれを含む催事の感染症対策について

下記の対策事項を了承いただいた上でのご計画をお願いいたします

- 来場者チェックに漏れが無いような場所に受付を配置してください。
- 会場内が密にならないように人数制限等の対策をしてください。
- 調理は禁止です。会館外であっても敷地内での火気の使用は禁止です。
- マッサージ等、身体的接触を伴う行為は禁止です。
- 不特定多数の方(お客様)への飲食物の提供・販売は、包装・パッケージングされ、持ち帰りを前提としたもののみ許可。ただし、長崎県の新型コロナウイルス感染ステージが4以上になった場合、すべての飲食物の提供は会期中であっても禁止となります。 *感染ステージにかかわらず制限が発生する場合があります
- 上記以外にも、地域の感染状況により注意事項が別途発生する場合があります。

その他、電源を使う場合の容量や、非常口の確保のお願い等、一般的な制限もございますの で計画時に必ず会館に展示(出店)リスト・レイアウトを提出していただき、打ち合わせを お願いいたします。

<u>感染症拡大や上記の対策によりやむを得ず催事を中止される場合、ご利用いただいていない時間帯に関しては返金させていただきます。</u>